

板橋区教育委員会事務局統括課長の職の指定等に関する要綱

(昭和62年3月31日 教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年板橋区教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務局統括課長等の指定等に関する規程」という。）第3条及び第6条の規定に基づき、統括課長の職の指定に関する基準及び必要な事項を定めることを目的とする。

(指定方針等)

第2条 教育委員会事務局統括課長等の指定等に関する規程第3条に定める基準及び統括課長の職の指定は、東京都板橋区統括課長の職の指定等に関する要綱（昭和62年3月30日付、61板総職第642号）第3条及び第4条の規定を準用して行い、その指定することができる職は別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、統括課長の職の指定に関し必要な事項は、区長部局の例による。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	指定する職	指定年月日
1	教育総務課長	平27.4.1
2	学務課長	平30.4.1